

第 3 章 旅 客 運 賃

第 1 節 通 則

〔旅客運賃の計算〕

第36条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。

- 2 前項に規定する旅客運賃は、第61条に規定する鉄道駅バリアフリー料金を加算した額とし、これを旅客運賃として取扱う。

〔旅客運賃の計算に使用するキロ程又は区間〕

第37条 旅客運賃は第38条、第38条の2及び第39条に定める場合を除いて、その発着駅間に対するキロ程によって計算する。

- 2 前項により旅客運賃を計算する場合、計算経路の一部又は全部が復乗となるときは、折返しとなる駅の前後の区間キロ程を打ち切って計算する。
- 3 当社線と通過連絡運輸を行う他社線が中間に介在する場合、これを通じて連絡定期乗車券を発売するときは、その前後の当社線の線路は連続しているものとみなして、キロ程を計算する。

〔京阪線と大津線にまたがる場合の普通旅客運賃〕

第38条 京阪線と大津線の相互間にまたがる場合の普通旅客運賃は、それぞれ線別に計算した旅客運賃を合計する。

〔鋼索線と京阪線・大津線にまたがる場合の普通旅客運賃〕

第38条の2 鋼索線と京阪線・大津線にまたがる場合の普通旅客運賃は、それぞれ線別に計算した旅客運賃を合計する。

〔鋼索線と京阪線・大津線にまたがる場合の定期旅客運賃〕

第39条 鋼索線と京阪線・大津線にまたがる場合の定期旅客運賃は、鋼索線定期旅客運賃と、京阪線・大津線駅間相当定期旅客運賃を合計する。

〔旅客の区分及びその旅客運賃の收受方〕

第40条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより收受する。

| | |
|----|-------------|
| 大人 | 12才以上の者 |
| 小児 | 6才以上12才未満の者 |
| 幼児 | 1才以上6才未満の者 |
| 乳児 | 1才未満の者 |

- 2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を收受する。
 - (1) 幼児だけで旅行するとき。
 - (2) 団体旅客として乗車するとき又は団体旅客に随伴されるとき。
 - (3) 団体券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に随伴されている場合でも2人をこえた者であるとき。
 - (4) 列車指定券を必要とする列車に乗車する場合において乳児、幼児が座席を占有するとき。
- 3 前項以外の場合、幼児及び乳児に対しては、旅客運賃は收受しない。

〔小児の旅客運賃〕

第41条 小児の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃は割引する場合を除いて大人の片道普通旅客運賃または定期旅客運賃を折半して、10円未満のは数を切り上げて10円単位（以下、この計算方法を「は数計算」という。）とした額とする。

〔小児の旅客運賃…鉄道運輸規程10・軌道運輸規程6 小児の連絡旅客運賃…細38〕

〔旅客運賃割引の重複適用の禁止〕

第42条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃割引を請求することができない。

第 2 節 普通旅客運賃

〔大人片道普通旅客運賃〕

第43条 大人片道普通旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 京阪線

対キロ区間制とし、旅客の乗車するキロ程に対し、別表第1号の運賃を適用する。ただし、次に掲げる区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれ次の額を加算したものとする。

| 区 間 | 加算額 |
|-----------|-----|
| 三 条 — 出町柳 | 60円 |
| 大江橋 — 中之島 | 60円 |

(2) 大津線

対キロ区間制とし、旅客の乗車するキロ程に対し、別表第1号の運賃を適用する。

(3) 鋼索線

均一制とし、運賃は別表第1号のとおりとする。

〔割引の片道普通旅客運賃〕

第44条 割引の大人片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃から割引額を差し引き、割引の小児片道普通旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、それぞれは数計算した額とする。

〔特定区間の片道普通旅客運賃〕

第45条 第43条第1項の規定にかかわらず、別表第1号に掲げる特定運賃区間の片道普通旅客運賃については、旅客の乗車するキロ程から計算した運賃ではなく、特定の運賃とする。

〔往復普通旅客運賃〕

第46条 往復乗車をする場合の普通旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人往復普通旅客運賃は、大人片道旅客運賃を2倍した額とする。
 - (2) 小児往復普通旅客運賃は、小児片道旅客運賃を2倍した額とする。
- 2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、割引の片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

〔被救護者割引〕

第47条 第24条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通券を発売する場合は普通旅客運賃の5割を割引する。

第 3 節 定期旅客運賃

〔大人定期旅客運賃〕

第48条 大人1箇月定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 京阪線及び大津線

通勤定期券、通学定期券とも別表第2号のとおり。

ただし、次に掲げる区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれ次の額を加算したものとする。

| 区 間 | 加算額（1箇月） | |
|-----------|----------|------|
| | 通 勤 | 通 学 |
| 三 条 — 出町柳 | 2,240円 | 860円 |
| 大江橋 — 中之島 | 2,240円 | 860円 |

(2) 鋼索線

別表第2号のとおり。

〔連絡定期旅客運賃…細38〕

2 大人3箇月定期旅客運賃は、前項の規定による大人1箇月定期旅客運賃を3倍したものから5分引し、は数計算した額とする。

3 大人6箇月定期旅客運賃は、第1項の規定による大人1箇月定期旅客運賃を6倍したものから1割引し、は数計算した額とする。

〔割引の定期旅客運賃〕

第49条 割引の大人定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃から割引額を差し引き、割引の小児定期旅客運賃は、小児定期旅客運賃から割引額を差し引き、それぞれは数計算した額とする。

〔特定区間の大人定期旅客運賃〕

第49条の2 第48条第1項の規定にかかわらず、別表第2号に掲げる特定運賃区間の大人定期旅客運賃については、旅客の乗車するキロ程から計算した運賃ではなく、特定の運賃とする。

第 4 節 回数旅客運賃

〔回数旅客運賃〕

第50条 回数旅客運賃は次のとおりとする。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

- 2 割引の回数旅客運賃は、前項各号の回数旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

第 5 節 団体旅客運賃

〔団体旅客運賃〕

第51条 第29条の規定によって団体券を発売する場合は、次の各号により普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学 校 団 体

- ① 中学校団体（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む）

25人以上 3割引 100人以上 4割引 300人以上 5割引

- ② その他の学校団体

25人以上 2割引 100人以上 3割引 300人以上 4割引

(2) 普 通 団 体

25人以上 1割引 100人以上 2割引 300人以上 3割引

〔責任人員…規31〕

〔団体旅客の無賃扱〕

第52条 団体旅客に対しては、次により無賃優待の取扱いをする。

| 団 体 構 成 人 員 | 無 賃 扱 人 員 |
|----------------|-----------|
| 25人 ～ 99人 | 1 人 |
| 100人 ～ 149人 | 2 人 |
| 150人 ～ 199人 | 3 人 |
| 以上、50人までを増すごとに | 1人を加える |

〔特殊団体の割引率〕

第53条 特殊団体に対する割引率は、その都度定める。

〔団体旅客運賃の計算方〕

第54条 団体旅客運賃の計算方は次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いて、1円未満のは数は1円単位に切り上げ、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いて、1円未満のは数は1円単位に切り上げ、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとす。
- 2 前項の規定によって計算した団体旅客運賃に10円未満のは数が生じたときは、10円未満のは数を切り上げて10円単位とする。
- 3 第1項第1号及び第2号の場合において、1人当たりの普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を計算する場合、区間によって適用する割引率を異にするときは同一割引率を適用するものごとに割引額を差し引いて、1円未満のは数は1円単位に切り上げこれを合計した額による。

〔団体券の発行方…細91〕

〔実際乗車人員が責任人員に満たない場合に収受する旅客運賃〕

第55条 第31条の規定による条件をもって運送の引受をした団体旅客の実際乗車人員がその責任人員に満たなくなった場合は、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する。

- 2 前項の規定によって責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する場合の不足人員に対する旅客運賃の計算方は次による。
- (1) 申込人員が大人だけの団体の場合は、不足人員を大人として計算する。
 - (2) 申込人員が大人と小児との混合の団体の場合は次のとおりとする。
 - ① 大人だけが減少した場合は、不足人員を大人として計算する。
 - ② 小児だけが減少した場合は、不足人員を小児として計算する。

③ 大人と小児がともに減少した場合は、各別の不足人員によって計算する。

(3) 第1号の団体に小児が加わった場合又は前号の場合で、大人又は小児の一方が減少し、他方が増加した場合は、大人1人を小児2人に、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算して、責任人員に対する不足人員を算出する。

第6節 貸切旅客運賃

〔貸切旅客運賃〕

第56条 第33条の規定によって貸切券を発売する場合の貸切旅客運賃は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該客車定員に貸切輸送区間の大人普通旅客運賃を乗じた額とする。
- (2) 京阪線においては、客車1両につき100人分の大人旅客運賃とする。
- (3) プレミアムカーにおいては、客車1両につき40人分の大人旅客運賃とする。
- (4) 客車定員は別表のとおりとする。(別表省略)

〔貸切旅客運賃の最低額〕

第57条 貸切旅客運賃の最低額は、その貸切運賃区間の区数が3区間以内の場合であっても、規則第56条の規定によって計算した3区分の旅客運賃とする。ただし、鋼索線の貸切旅客運賃については、第56条第1号の規定に従うものとし、本条は適用されないものとする。

〔定員超過の場合の貸切旅客運賃〕

第58条 規則第56条の規定により貸切旅客運賃を計算する場合において、実際乗車人員が、規則第56条第1項第1号または第2号の人員を超過するときは、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

第 7 節 列車指定料金

〔列車指定料金〕

第59条 列車指定券

(1) プレミアムカー料金は、次の通りとする。

旅客の乗車するキロ程に対し、別表第3号のプレミアムカー料金を適用する。

(2) ライナー料金は、次の通りとする。

1 回乗車につき、別表第3号のライナー料金を適用する。

2 列車指定料金は、旅客の年齢によって区分しない。

〔貸切旅客に対する列車指定料金〕

第60条 貸切旅客に対するプレミアムカー料金は、その当該客車定員に貸切輸送区間のプレミアムカー料金を乗じた額とする。

第 8 節 その他の料金

〔鉄道駅バリアフリー料金〕

第61条 京阪線が発駅または着駅となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃に加算して収受する。

2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人片道普通旅客運賃に加算する額 10円

(2) 大人1箇月通勤定期旅客運賃に加算する額 370円

(3) 細則第2条第2項に基づき発売される、特別の運送条件を定めた乗車券類 別に定める額

3 前項に規定する以外の運賃、ならびにこれらの小児運賃や割引運賃に加算する鉄道駅バリアフリー料金は、前項に規定する鉄道駅バリアフリー料金を加算した額を基準として計算した金額と、加算しない金額を基準として計算した金額との差額とする。

〔貸切車の留置料金〕

第62条 貸切車を、申込者の都合によって、同一駅に6時間をこえて滞留させる場合は、その超過時間について、次の留置料金を収受する。

客車1両につき2時間までごとに1,980円

- 2 前項の規定による貸切車の留置料金を団体券又は貸切券の発売駅において収受する場合は、団体券又は貸切券によって合せて収受する。

〔貸切取消の場合の回送料〕

第62条の2 客車を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によって、その申込を取り消した場合は、その回送駅間及び返送駅間の全キロ程について、次の車両回送料を収受する。

客車1両1キロメートルにつき240円